

2026 軽検第 124 号の 5  
令和 8 年 6 月 11 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

軽自動車検査協会  
検 査 部

軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程の一部改正について

軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程(令和 8 年 2 月 13 日協会規程第 2 号)の一部を別添のとおり改正したので、貴連合会傘下会員へ周知方よろしく願  
いいたします。

## 軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程(令和8年2月13日協会規程第2号)の一部改正について

### 1. 改正理由

今般、国土交通省において、タクシー業界から運転者不足等への対応としてEV軽自動車等だけでなく内燃機関を有する軽自動車についてもタクシー事業で活用できるよう要望があったことも踏まえ、軽自動車を含めた地域の輸送資源をフル活用し、「交通空白」の解消を促進する観点から、「タクシー事業における軽自動車の活用について」(令和8年6月1日国自旅第37号)により、タクシー事業において軽自動車を活用するための制度の整備を実施することとされた。

これに伴い、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」(令和8年6月1日国自整第49号)によって内燃機関を有する軽自動車のタクシー(福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。)については、指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会において事業用自動車は2年毎に継続検査を受けることに加え、その間に年次検査を受けることが義務づけられた。

年次検査の実施については、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について(依頼)」(令和8年6月1日国自整第50号)により国土交通省から当協会に依頼がなされたところである。

これを踏まえ、内燃機関を有する軽自動車のタクシーに係る年次検査の実施にあたり、軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程を一部改正する。

### 2. 改正概要

軽自動車検査協会年次検査事務規程一部改正し、内燃機関を有する軽自動車のタクシーについても自家用車活用事業における自家用車と同様に、法人タクシー事業者からの受検申出に基づき年次検査を実施することとする。

### 3. 施行日

令和8年6月11日

新旧対照表

○軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程（令和8年2月13日協会規程第2号）

| 改正後  | 現 行   |
|--|---|
| <p>軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">令和8年2月13日<br/>協会規程第2号</p> <p><u>最終改正 令和8年6月11日協会規程第14号</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程は、軽自動車検査協会業務方法書（昭和48年8月7日協会規程第14号）第16条第6号に規定する「国等からの委託に基づき実施する業務であって、軽自動車の検査事務の実施に付随し、又は関連する業務」として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて（令和6年3月29日国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に基づく自家用車活用事業に供される自動車並びに「<u>タクシー事業における軽自動車の活用について（令和8年6月1日国自旅第37号）</u>」及び「<u>一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日国自整第49号）</u>」に基づくタクシー事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> | <p>軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">令和8年2月13日<br/>協会規程第2号</p> <p><u>最終改正 令和8年3月31日協会規程第5号</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程は、軽自動車検査協会業務方法書（昭和48年8月7日協会規程第14号）第16条第6号に規定する「国等からの委託に基づき実施する業務であって、軽自動車の検査事務の実施に付随し、又は関連する業務」として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて（令和6年3月29日国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に基づく自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> |

| 改正後  | 現 行   |
|--|---|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号の規定において許可を受けたタクシー事業者 <u>又は軽自動車を導入したタクシー事業者</u>をいう。</p> <p>(年次検査の実施場所・実施方法等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 年次検査に係る予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査(持込検査)と同じ方法(保安基準の適合性の確認における道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)別添124の適用について、同別添中「法第62条第1項の規定による継続検査」とあるのは、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について(令和6年3月29日国自整第283号) <u>及び一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について(令和8年6月1日国自整第49号)</u>による年次検査」と読み替えるものとする。)により実施するものとし、実施に関する具体的取扱いは別に定めるところによるものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号の規定において許可を受けたタクシー事業者をいう。</p> <p>(年次検査の実施場所・実施方法等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 年次検査に係る予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査(持込検査)と同じ方法(保安基準の適合性の確認における道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)別添124の適用について、同別添中「法第62条第1項の規定による継続検査」とあるのは、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について(令和6年3月29日国自整第283号)による年次検査」と読み替えるものとする。)により実施するものとし、実施に関する具体的取扱いは別に定めるところによるものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> |

| 改正後  | 現 行   |
|--|---|
| <p>様式 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">年次検査専用</p> <p style="text-align: right;">受検日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">軽自動車検査協会 理事長殿</p> <p style="text-align: center;">年次検査受検申出書</p> <p style="color: red;">下記の車両について</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）<br/> <input type="checkbox"/> 一般専用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日国自整第49号） </div> <p style="color: red;">※いずれかに✓を入れること</p> <p style="text-align: center; color: red;">に定められた年次検査の受検を申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【車両情報】</p> <p>車両番号： _____</p> <p>車台番号： _____</p> <p>【受検者情報】</p> <p>法人タクシー事業者名： _____</p> <p>法人タクシー事業者住所： _____</p> <p>受検者氏名： _____</p> <p>受検者連絡先： _____</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">予約確認欄</div> <p style="font-size: small;">年次検査手数料印影表示箇所</p> </div> <p>様式 2 (略)</p> | <p>様式 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">年次検査専用</p> <p style="text-align: right;">受検日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">軽自動車検査協会 理事長殿</p> <p style="text-align: center;">年次検査受検申出書</p> <p style="color: red;">下記の車両について「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に定められた年次検査の受検を申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【車両情報】</p> <p>車両番号： _____</p> <p>車台番号： _____</p> <p>【受検者情報】</p> <p>法人タクシー事業者名： _____</p> <p>法人タクシー事業者住所： _____</p> <p>受検者氏名： _____</p> <p>受検者連絡先： _____</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">予約確認欄</div> <p style="font-size: small;">年次検査手数料印影表示箇所</p> </div> <p>様式 2 (略)</p> |

附則 [令和8年6月11日協会規程第14号]

- 1 この規程は、令和8年6月11日より施行する。
- 2 自家用車活用事業の年次検査の申出については、改正後の様式1にかかわらず、改正前の様式1を使用することができる。